

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年1月10日（火）午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6・7
3. 出席委員 農業委員（12名）推進委員（3名）

農業委員	氏 名	農業委員	氏 名	推進委員	氏 名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	欠 席	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷺山 進	11	本郷 保則	4	欠 席
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 農業委員（1名）9番 藤岡秀信 推進委員（1名）4番 米田博明

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議案第1号 農地法第5条規定による申請の件

議案第2号 農地法第18条第6項について通知の件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 その他

1) 使用貸借権の消滅について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村岡 司朗 農地係長 松村高宏

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から1月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員12名（1名欠席）出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は3名（1名欠席）出席頂いております。（会長あいさつ）

議 長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。（異議なしの声有り）

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に12番、吉岡委員と13番、中江委員のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の村岡局長と松村係長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議案第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域内の農地の所有権を移転し、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字根成柿215番1(田)1,979㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転により、露天駐車場として使用するための申請です。場所は、調査順序表第3番目より中井記念病院より北東に約450mのところ です。

番号2番、申請地、大字池田58番(田)1,219㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転により、太陽光発電設備に転用するための申請です。場所は、調査順序表第1番目、陵西小学校より北に約150mのところ です。

番号3番、申請地、大字野口613番(田)1,244㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転により、太陽光発電設備に転用するための申請です。場所は、調査順序表第2番目、野口墓地より南に約100mのところ です。

番号1番から3番の申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議案第1号につきましては3件の申請でございます。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長

番号1、根成柿の申請です。現況は休耕されております。周囲の状況は、北側は宅地と道路、南側・東側は水路、西側は農地です。西側はCBを設置し、東側、南側は勾配をつけ土砂の流出のないよう約30cm造成されます。汚水の発生はなく、雨水は自然浸透と、敷地の中央、南北に側溝を設け東側水路に排水されます。根成柿水利組合の同意は得ておられます。隣地の方の同意はいただけておりませんが、理由書が添付され、工事の内容からして、周囲に被害はないものと思われ、妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号2、池田の申請です。現況は田として使用されております。周囲の状況は、西側は里道、東側・南側・北側は農地です。現状のまま使用され、汚水の発生はなく、雨水は自然浸透で、西側水路に排水されます。隣接農地の方や、池田水利組合の同意は得ておられます。周囲に被害は無いものと思われ、妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号3、野口の申請です。現況は休耕されております。周囲の状況は、南側、北側、東側は農地です。西側は工場や雑種地です。現状のまま使用され、汚水の発生はなく、雨水は自然浸透で、西側水路に排水されます。隣接農地の方や、市場水利組合の同意は得ておられます。周囲に被害は無いものと思われ、妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、3件、報告させていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

番号1の農地区分につきましては、水管、ガス管の埋設された道路に面し、第3種農地に該当いたします。

まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後

より着手し、約３ヶ月で完成ということですので、現況や事業計画内容からして確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。

番号２の農地区分につきましては、近鉄築山駅より１Km以内に位置しており、第２種農地に該当いたします。まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、約１ヶ月で完成ということですので、現況や事業計画内容からして確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。

番号３の農地区分につきましては、JR五位堂駅より１Km以内に位置しており、第２種農地に該当いたします。まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、約１ヶ月で完成ということですので、現況や事業計画内容からして確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。

ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議案第１号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 ご質問等がないようですので、採決致します。議案第１号、農地法第５条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第１号については、県へ送付することに決定致します。続いて、議案第２号を議題と致します。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第２号、農地法第１８条第６項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作権について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号１番、申請地、大字松塚３７０番（田）１,２１３㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、規模縮小のためでございます。

番号２番、申請地、大字池田３１３番１（田）２,１８７㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、規模縮小のためでございます。

以上、議案第２号につきましては２件の通知でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。

何かございましたら挙手でお願い致します。

（なしの声あり）

議 長 なしとの声がありましたので、議案第２号は事務局処理と致します。続いて、議案第３号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号 1 番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字出 9 7 番 1 (田) 576.09㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和 7 年 12 月 31 日までの約 3 年間でございます。

整理番号 2 番、設定を受ける者、設定する者は、表記のとおりです。設定する農地 大字出 5 3 番 1 (田) 1,550㎡、大字出 5 4 番 1 (田) 1,263㎡、大字出 5 5 番 3 (田) 766㎡、大字出 5 6 番 1 (田) 1,093㎡、利用権の種類は、なら担い手・農地サポートセンターを介しての使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和 14 年 12 月 31 日までの約 10 年間でございます。

整理番号 3 番、設定を受ける者、設定する者は、表記のとおりです。設定する農地、大字藤森 8 番 (田) 1,137㎡、大字松塚 7 3 5 番の一部 (田) 1,057㎡の内 697㎡、大字松塚 1 7 1 番 1 (田) 1,543㎡、利用権の種類は、なら担い手・農地サポートセンターを介しての使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和 10 年 1 月 31 日までの約 5 年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第 2 号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので、ご異議などがないということで採決致します。
それでは、議案第 3 号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 3 号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議案第 4 号 その他の 1 番を議題と致します。それでは、事務局より説明願います。

事務局

議案第 4 号、その他の 1 番、使用貸借権の消滅について説明致します。

番号 1 番、解約する農地、大字築山 8 1 4 番 (田) 2,121㎡、借受人、貸出人は、表記のとおりです。規模縮小のためでございます。

番号 2 番、解約する農地、大字築山 8 0 1 番 (畑) 500㎡、借受人、貸出人は、

表記のとおりです。規模縮小のためでございます。

以上、利用権設定による使用貸借権の消滅については、2件の通知でございます。
ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問等ないので、異議がないものとして採決致します。
それでは、議案第4号、その他の1番、使用貸借権の消滅について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので議案第4号、その他の1番は、事務局処理に決定致します。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。
他にないようでしたら、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

これで、1月委員会を終わります。ありがとうございました。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎

署名委員 吉 岡 重 治

署名委員 中 江 彰